

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく行政代執行の概要について

担当課	熊谷市安心安全課
電話番号	048-524-1111（内線 332）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態の特定空家等と認められる建築物について、法第14条第3項の規定により必要な措置を命じましたが、措置期限までに措置がなされなかったため、法第14条第9項の規定に基づき、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、行政代執行を実施いたします。

■対象となる特定空家等の概要

所在地

熊谷市久下字上分759番地

建築物の所有者等

登記上の所有者 : 個人（死亡）

命令の対象者 : 登記上の所有者の法定相続人

用途

居宅

構造・規模等

【主な建物】

木造セメント瓦葺2階建 約63.6㎡

建築物の状況

老朽化等により、屋根・壁等が崩落しており、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険な状態等に該当

■行政代執行に至った経緯

本市では「熊谷市空家等対策協議会」での協議を踏まえ、平成31年3月に特定空家等に該当するとして、所有者等に対して法に基づく指導を実施しました。

指導後、所有者等による改善がなされないため、再指導、法に基づく勧告、命令を実施。

命令の措置期限が到来しましたが、命令内容が履行されなかったため、法第14条第9項の規定に基づき、行政代執行法の定めるところに従い、所有者等に代わり市が除却を行います。

■代執行令書発送日

令和元年12月10日（火）

■着工予定日

令和元年12月25日（水） 午前10時から代執行開始宣言予定

■執行内容

建築物の解体除去（基礎を除く）及び敷地内樹木の伐採

■費用回収について

行政代執行法第5条及び第6条に基づき、所有者等に対し徴収を行っていく予定です。

【位置図】



【現況写真】



令和元年11月1日撮影